

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

「著作権等管理事業法に関連する規制等への意見」

- ①氏名:ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥該当項目:<エ>著作権等管理事業者の廃業の届出(第9条)
- ⑦意見:

1. 要旨

管理事業を廃止または廃業した時点における管理著作物の円滑な利用を担保する制度を作るべきである。

そもそも管理事業を業として行うからには、人的物的資源を有する者にのみ管理事業を許可すべきであり、万一廃業したとしても、廃業する管理事業者が管理する著作物の新たな管理方法が決定するまでは、使用料を供託することで、廃止・廃業前の管理事業者による使用条件を継続しているとみなす文化庁長官裁定制度を設けるべきである。

2. 詳論

法第 9 条は、管理事業者が同条の各号のいずれかに該当することとなったときは、三十日以内に文化庁長官に届け出なければならないとされている。しかし、たとえば、ダイキサウンド株式会社(登録番号第 02002 号)は、管理事業の縮小から廃業に至る経緯の中で、同社の受託管理する著作物のうち 100 曲程度、他の管理事業者に権利を移転するか否かが不透明だった。それゆえ、それらの著作物について、利用者は利用の是非について検討を迫られ、また新たな利用を控える利用者もいた。そのような状況は事業における機会損失につながり、ひいては権利者の経済的損失も引き起こしたといえる。

したがって、法第 9 条に定める、著作権等管理事業の廃業の届出については、当該管理事業者が管理事業の廃止または廃業の時点で管理する著作物の利用許諾条件が維持される制度の導入が望ましい。

以上